別記様式第二十号（第二十五条関係）（令２農水令83・全改）

表

第　　号

農産物検査法第31条第３項の立入調査をする
職員の身分証明書

官　　職
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、農産物検査法第31条第３項の立入調査をする職員であることを証明する。

上半身
前向写真

発行者

発行年月日　　年　　月　　日

裏

農産物検査法（抄）

（調査）

第31条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者の土場、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第37条　この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第40条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　二　（略）

三　第31条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第41条　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第31条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

2　発行者は、農林水産大臣又は都道府県知事とする。